



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年3月30日火曜日 第1545号

◇ 目 次 ◇ 規 則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則.....	314
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	314
愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則.....	315
愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則.....	315
保育士試験規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	318
ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則の一部を改正する規則.....	321
愛媛県在宅介護研修センター使用規則.....	321
愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則.....	328
愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則.....	328
愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則.....	328
愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....	329
愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則.....	331

告 示

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定の一部改正.....	331
騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の指定の一部改正.....	331
振動規制法の規定に基づく地域の指定の一部改正.....	331
悪臭防止法に基づく規制地域の指定.....	331
悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準.....	332
騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準の一部改正.....	333
振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準の一部改正.....	333
騒音環境基準地域の類型の指定の一部改正.....	333
特定鳥獣保護管理計画の作成.....	333
特定鳥獣の狩猟期間の拡大.....	333
指定居宅サービス事業者の指定.....	334
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	334
指定居宅サービス事業の廃止.....	335
愛媛県収入証紙をもって納付すべき使用料及び手数料の範囲の一部改正.....	335
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	335
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	336
地籍調査の成果の認証.....	336
土地改良区の定款変更の認可.....	337
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	337
市営土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	337
土地改良事業の工事完了の届出（2件）.....	337
保安林予定森林（2件）.....	337

監視伝染病発生予防検査の実施.....	339
監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....	339
土地収用法に基づく事業の認定.....	340
公有水面埋立免許.....	340
公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	342
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	342
道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）.....	342
道路の区域変更（県道東予玉川線）.....	343
道路の供用開始（"）.....	343
道路の区域変更（県道今治丹原線）.....	343
道路の供用開始（"）.....	343
道路の区域変更（県道今治波方港線）.....	344
道路の供用開始（"）.....	344
道路の区域変更（県道松山港内宮線）.....	344
道路の供用開始（"）.....	344
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	345
道路の区域変更（県道網代鳥越線）.....	345
道路の供用開始（"）.....	345
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	345
道路の供用開始（"）.....	346
都市計画の変更（一部変更）.....	346
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	346
道路の位置の指定（2件）.....	346

教育委員会規則

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則.....	346
愛媛県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則.....	347
愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則.....	347
愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則.....	347
日本体育・学校健康センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則の一部を改正する規則.....	347

教育委員会告示

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定の一部改正.....	348
愛媛県教育職員長期研修規程の一部改正.....	348
指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定.....	348

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	348
特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	348

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....	348
---------------------	-----

選挙管理委員会告示

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程.....	349
愛媛県選挙管理委員会委員長選挙結果の告示.....	349

雑 報

海区漁業調整委員会指示（3件）..... 349

規 則

○愛媛県規則第12号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加戸守行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「保育士試験委員」及び「愛媛県中間技術審議会委員」を削る。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第13号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

（公務上の災害の範囲）

第2条の2 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障害及び死亡並びに別表第1に掲げる疾病とする。

（通勤による災害の範囲）

第2条の3 通勤による災害の範囲は、通勤に起因する負傷、障害及び死亡並びに次に掲げる疾病とする。

- (1) 通勤による負傷に起因する疾病
- (2) 前号に掲げるもののほか、通勤に起因することが明らかな疾病

第7条の3中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第2条の2関係）

- 1 公務上の負傷に起因する疾病
- 2 物理的因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
 - (1) 紫外線にさらされる業務に従事したため生じた前眼部疾患又は皮膚疾患
 - (2) 赤外線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷、白内障等の眼疾患又は皮膚疾患

- (3) レーザー光線にさらされる業務に従事したため生じた網膜火傷等の眼疾患又は皮膚疾患
 - (4) マイクロ波にさらされる業務に従事したため生じた白内障等の眼疾患
 - (5) 知事の定める電離放射線（以下「放射線」という。）にさらされる業務に従事したため生じた急性放射線症、皮膚かじよう等の放射線皮膚障害、白内障等の放射線眼疾患、放射線肺炎、再生不良性貧血等の造血器障害、骨え死その他の放射線障害
 - (6) 高圧室内作業又は潜水作業に係る業務に従事したため生じた潜かん病又は潜水病
 - (7) 気圧の低い場所における業務に従事したため生じた高山病又は航空減圧症
 - (8) 暑熱な場所における業務に従事したため生じた熱中症
 - (9) 高熱物体を取り扱う業務に従事したため生じた熱傷
 - (10) 寒冷な場所における業務又は低温物体を取り扱う業務に従事したため生じた凍傷
 - (11) 著しい騒音を発する場所における業務に従事したため生じた難聴等の耳の疾患
 - (12) 超音波にさらされる業務に従事したため生じた手指等の組織え死
 - (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、物理的因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 3 身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 重激な業務に従事したため生じた筋肉、けん、骨若しくは関節の疾患又は内臓脱
 - (2) 重量物を取り扱う業務、腰部に過度の負担を与える不自然な作業姿勢により行う業務その他腰部に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた腰痛
 - (3) チェンソー、ブッシュクリーナー、さく岩機等の身体に振動を与える機械器具を使用する業務に従事したため生じた手指、前腕等の末しよう循環障害、末しよう神経障害又は運動器障害
 - (4) せん孔、タイプ、電話交換、電信等の業務その他上肢に過度の負担のかかる業務に従事したため生じた手指のけいれん、手指、前腕等のけん、けんしよう若しくはけん周囲の炎症又は頸肩腕症候群
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、身体に過度の負担のかかる作業態様の業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 4 化学物質等にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 知事の定める単体たる化学物質又は化合物（合金を含む。）にさらされる業務に従事したため生じた疾病であつて、知事が定めるもの
 - (2) ふつ素樹脂、塩化ビニル樹脂、アクリル樹脂等の合成樹脂の熱分解生成物にさらされる業務に従事したため生じた眼粘膜の炎症又は気道粘膜の炎症等の呼吸器疾患
 - (3) すず、鉋物油、うるし、タール、セメント、アミン

系の樹脂硬化剤等にさらされる業務に従事したため生じた皮膚疾患

- (4) たん白分解酵素にさらされる業務に従事したため生じた皮膚炎、結膜炎又は鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (5) 木材の粉じん、獣毛のじんあい等を飛散する場所における業務又は抗生物質等にさらされる業務に従事したため生じたアレルギー性の鼻炎、気管支ぜん息等の呼吸器疾患
 - (6) 綿、亜麻等の粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じた呼吸器疾患
 - (7) 空気中の酸素濃度の低い場所における業務に従事したため生じた酸素欠乏症
 - (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、化学物質等にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 5 粉じんを飛散する場所における業務に従事したため生じたじん肺症又は知事の定めるじん肺の合併症
- 6 細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) 患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務に従事したため生じた伝染性疾患
 - (2) 動物若しくはその死体、獣毛、革その他動物性の物又はぼろ等の古物を取り扱う業務に従事したため生じたブルセラ症、炭そ病等の伝染性疾患
 - (3) 湿潤地における業務に従事したため生じたワイル病等のレプトスピラ症
 - (4) 屋外における業務に従事したため生じたつつが虫病
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、細菌、ウイルス等の病原体にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病
- 7 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病
- (1) ベンジジンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (2) ベータ ナフチルアミンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (3) 四 アミノジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (4) 四 ニトロジフェニルにさらされる業務に従事したため生じた尿路系しゅよう
 - (5) ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務に従事したため生じた肺がん

- (6) ベンゾトリクロリドにさらされる業務に従事したため生じた肺がん
- (7) 石綿にさらされる業務に従事したため生じた肺がん又は中皮しゅ
- (8) ベンゼンにさらされる業務に従事したため生じた白血病
- (9) 塩化ビニルにさらされる業務に従事したため生じた肝血管肉しゅ
- (10) 放射線にさらされる業務に従事したため生じた白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉しゅ又は甲状腺がん
- (11) すず、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務に従事したため生じた皮膚がん
- (12) (1)から(11)までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病

8 1から7までに掲げるもののほか、公務に起因することの明らかな疾病
様式第12号別記〔注意事項〕9中「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第14号

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県水道条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県水道条例施行規則（昭和38年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成4年厚生省令第69号」を「平成15年厚生労働省令第101号」に改める。

第8条第1項中「31の項、35の項から37の項まで及び41の項から46の項」を「33の項、37の項から39の項まで及び45の項から50の項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県水道条例施行規則第8条第1項及び第2項の水質検査に係る水質基準については、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）附則第3条第1項の規定を適用した場合における同省令の規定による水質基準とする。

○愛媛県規則第15号

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則（昭和27年愛媛県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1号様式の2（表）試験件数の項中「8項目」を「7項目」に改め、同様式（表）試験を必要とする項目の項を次のよう

に改める。

試験を必要とする項目 (該当するものに印を付けること。) 	一般細菌、大腸菌、カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、プロモジクロロメタン、プロモホルム、ホルムアルデヒド、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、硬度、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール、非イオン界面活性剤、フェノール類、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度
-------------------------------------	--

第1号様式の2(表)備考(4)中「8項目」を「7項目」に、「別表第1 9の項」を「別表第1 10の部イの項」に改める。

別表第1 9の部理化学試験の項試験項目の欄を次のように改める。

理化学試験(臭気、味、色度、濁度、pH値、塩化物イオン、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、有機物(全有機炭素(TOC)の量))
--

別表第1 9の部細菌検査の項検体の量の欄中「0.1リットル」を「0.2リットル」に改め、同表10の部試験項目の欄及び同部検体の量の欄を次のように改める。

ア 項目別理化学試験	(ア) 無機物質・重金属試験	1.8リットル
	(イ) 一般有機化学物質試験	7.0リットル
	(ウ) 消毒副生成物試験	適当量
	(エ) 基礎的性状項目試験	1リットル
イ	理化学試験(臭気、味、色度、濁度、pH値、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量))	1.8リットル
ウ	イの項試験項目の欄に掲げる理化学試験に合わせて行う理化学試験(鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、フッ素及びその化合物、硬度)	同
エ	細菌検査	滅菌瓶入り 0.2リットル
オ	大腸菌検査	同
カ	嫌気性芽胞菌検査	同
キ	クリプトスポリジウムオーシスト検査	適当量
ク	農薬分析	同
ケ	ろ砂試験	1キログラム

別表第1 11の部公衆浴場における水質等に関する基準試験の項試験項目の欄中「基準試験」の下に「(レジオネラ属菌検査を除く。)」を加え、同表17の部アの項使用料金額の欄中「170円」を「150円」に改め、同部イ(ア)の項同欄中「1,280円」を「1,120円」に改め、同部イ(イ)の項同欄中「1,200円」を「1,040円」に改め、同部イ(ウ)の項同欄中「960円」を「880円」に改め、同部ウの項同欄中「480円」を「440円」に改め、同部オ(ア)aの項同欄中「1,280円」を「1,120円」に改め、同部オ(ア)bの項同欄中「1,200円」を「1,040円」に改め、同部オ(イ)の項同欄中「2,240円」を「2,000円」に改め、同部カ(ア)の項同欄中「2,160円」を「1,840円」に改め、同部カ(イ)の項同欄中「1,120円」を「960円」に、「1,600円」を「1,360円」に、「2,160円」を「1,840円」に改め、同部キ(ア)の項同欄中「2,080円」を「1,840円」に改め、同部キ(イ)の項同欄中「3,840円」を「3,280円」に改め、同部キ(ウ)の項同欄中「4,560円」を「3,920円」に改め、同部キ(エ)の項同欄中「3,840円」を「3,280円」に改め、同部中同項の次に次のように加える。

ク 微生物同定検査			
(ア) 大腸菌ペロトキシン検出検査等	同		1,600円
(イ) 大腸菌抗原同定検査	同		1,680円

別表第1 18の部ア(ア)の項使用料金額の欄中「150円」を「130円」に改め、同部ア(イ)の項同欄中「360円」を「320円」に改め、同部イの項同欄中「150円」を「130円」に改め、同部ウ(ア)の項同欄中「330円」を「280円」に改め、同部ウ(イ)の項同欄中「560円」を「480円」に改め、同部エの項同欄中「2,080円」を「2,000円」に改め、同部カの項同欄中「2,400円」を「2,640円」に改め、同部キの項同欄中「280円」を「240円」に改め、同表19の部血液血液像の項同欄中「200円」を「170円」に改め、同部血液ヘモグロビンA_{1c}の項同欄中「520円」を「440円」に改め、同部血液血液型(A B O式、R H式)の項同欄中「220円」を「190円」に改め、同部血液クームス試験の項同欄中「320円」を「270円」に改め、同部血液総ビリルビン、アルブミン、総たんぱく質、尿素窒素、クレアチニン、アルカリフォスファターゼ、尿素、コリンエステラーゼγ-G T P、中性脂肪、無機成分等の項同欄中「100円」を「90円」に改め、同部血液膠質反応、クレアチン、グルコースの項同欄中「110円」を「90円」に改め、同部血液リン脂質、^{たん}リポ蛋白の項同欄中「150円」を「130円」に改め、同部血液総脂質、遊離脂肪酸の項同欄中「160円」を「140円」に改め、同部血液H D L - コレステロール、総コレステロール、トランスアミナーゼ(G O T、G P T)、P及びH P O₄の項同欄中「170円」を「150円」に改め、同部血液総鉄結合能、不飽和鉄結合能の項同欄中「180円」を「160円」に改め、同部血液C反応性蛋白(C R P)定性の項同欄中「170円」を「150円」に改め、同部尿沈渣鏡検の項同欄中「210円」を「180円」に改め、同部尿糖定量の項同欄中「90円」を「80円」に改め、同部尿ポルフィリン定性等の項同欄中「110円」を「90円」に改め、同部尿たんぱく蛋白定量の項同欄中「60円」を「50円」に改め、同部糞便潜血反応の項同欄中「80円」を「70円」に改め、同部糞便ヘモグロビンの項同欄中「400円」を「350円」に改め、同表20の部検査分類の欄中「死体腎提供者検査」を「脳死及び心停止後の臓器提供者検査」に改め、同部ウイルス抗体価測定の使用料金額の欄中「720円」を「680円」に改め、同部H T L V - 1抗体(P A法)等の項同欄中「880円」を「760円」に改め、同部H I V - 1抗体(E I A法、P A法)の項同欄中「1,200円」を「1,040円」に改め、同部H I V - 1、2抗体(E I A法、P A法)の項同欄中「1,280円」を「1,120円」に改め、同部B型肝炎関連抗原抗体検査(H B s抗原)の項同欄中「300円」を「270円」に改め、同部同(H B s抗体)の項同欄中「330円」を「280円」に改め、同部H C V抗体価精密測定の使用料金額の欄中「1,280円」を「1,120円」に改め、同部H C V核酸同定検査の項同欄中「3,840円」を「3,280円」に改め、同部中同項の次に次のように加える。

S A R S コロナウイルス核酸増幅検査	同		3,840円
-----------------------	---	--	--------

別表第1 22の部検査分類の欄中「死体腎提供者検査」を「脳死及び心停止後の臓器提供者検査」に改め、同部リンパ球幼若化検査の項使用料金額の欄中「3,200円」を「2,720円」に改め、同表25の部検査分類の欄中「死体腎提供者検査」を「脳死及び心停止後の臓器提供者検査」に改め、同表中27の部を28の部とし、26の部を27の部とし、25の部の次に次のように加える。

26 臓器移植希望登録者検査	組織適合性検査		1検体	登録機関と協議して定める額
----------------	---------	--	-----	---------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県立衛生環境研究所の使用及び使用料に関する規則別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の試験等の依頼に係る使用料について適用し、同日前の試験等の依頼に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 平成17年3月31日までの間は、第1号様式の2並びに別表第1 9の部試験項目の欄及び同表10の部イの項同欄中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは、「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」とする。

○愛媛県規則第16号

保育士試験規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

保育士試験規則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(保育士試験規則の一部改正)

第1条 保育士試験規則(昭和24年愛媛県規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号を削り、同条第3号中「第40条各号の一」を「第6条の9各号のいずれか」に改め、同号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 既に合格した科目のある者又は科目の受験の免除を受けようとする者にあつては、児童福祉法施行規則第6条の11第1項又は第2項に該当することを証明する書面

第1条第4号中「上半身像無帽」の下に「無背景」を加え、「6箇月以内」を「保育士試験を受けようとする年の4月以降」に改める。

第5条から第8条までを削り、第9条を第5条とする。

第10条から第12条までを削り、第13条を第6条とし、第14条を第7条とする。

附則第2項中「第4項又は」を削り、「同条第3号」を「同条第2号及び同様式注4(1)」に、「第40条各号の一」とあり、及び同様式注2(2)中「児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第40条各号」を「第6条の9各号」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第1条、附則第2項関係)

		受験番号				
年度愛媛県保育士試験受験申請書					写 真 (縦3.5cm×横3cm)	
①本籍地都道府 県名又は国籍	都 道 府 県 国			(年 月以降に 撮影したもので、上 半身像無帽無背景の もの。写真の裏に氏 名・生年月日を記載 すること。)		
フリガナ ②氏 名			性別			女・男
③生年月日	年 月 日生 (満 歳)			(年 月撮影)		
④現住所及び連 絡先	(住所)〒					
	(自宅電話)		(携帯電話)			
⑤最終学歴	学校名		学部・学科			
	A) 年 月卒業・中退		B) 第 学年在学中			
保育士試験一部科目合格済届出欄(当欄該当:有・無)						
科 目	⑥ 証明書交付 年月日	⑦ 都道府県名 又は学校等 名	⑧ 証明書番号	⑨ 免除申請(免 除を希望する 科目の欄に 印を付けるこ と。)	⑩ 一部科目合格 済(受験を希 望する科目の 欄に 印を付 けること。)	確 認 欄
A 社会福祉						
B 児童福祉						
C 発達心理学 及び精神保健						
D 小児保健						
E 小児栄養						
F 保育原理						
G 教育原理及 び養護原理						
H 保育実習						
幼稚園教諭免許所有者記入欄(当欄該当:有・無)						
⑪免許状種類	⑫免許交付都道府県名	⑬免許状番号		⑭免許交付年月日		
専修・1種・2種	都 道 府 県			年 月 日		

保育実習実技試験申請欄（必ず記入すること。）

3分野のうち2つを選択し、印を付けてください。筆記試験のすべての科目に合格した者は、保育実習実技試験が受験できます（申請後の変更は、できません。）。

(分野名)

(分野名)

(分野名)

年 月 日

愛媛県知事 殿 氏 名

愛媛県収入証紙ちよう付欄

(消印は、しないこと。)

点検欄	資 格	証 明 書	証 紙	写 真	封 筒	確 認

注1 印欄は、記入しないこと。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 ⑨欄は既に合格している科目の受験を希望しない場合に、⑩欄は既に合格している科目の受験を希望する場合に記入すること。

4 次の書類を添付すること。

(1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の9各号のいずれかに該当することを証明する書面

(2) 既に合格した科目のある者又は科目の受験の免除を受けようとする者にあつては、児童福祉法施行規則第6条の11第1項又は第2項に該当することを証明する書面

様式第2号中「免除願」を「免除申請」に、「保育実習(実地)を除く科目の試験」を「筆記試験」に、
「 保育実習(実地)の試験の日時、分野及び場所

日	時	分	野	場	所

」を
「 実技試験の期日、分野、時間及び場所
に改
」

期	日	分	野	時	間	場	所

め、同様式注意事項1中「30分前」を「 分前」に改め、
同様式注意事項3を削る。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第2条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)
の一部を次のように改正する。

第41条中「令第13条第2項」を「法第18条の8第2項」
に、「氏名」を「受験番号」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第17号

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免
規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料
減免規則の一部を改正する規則**

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免
規則(平成15年愛媛県規則第50号)の一部を次のように改正
する。

別表中14の項を15の項とし、5の項から13の項までを1ず
つ繰り下げ、4の項の次に次のように加える。

5 愛媛県在宅介護研修センター

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第18号

愛媛県在宅介護研修センター使用規則を次のように定める
。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県在宅介護研修センター使用規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、愛媛県在宅介護研修センター(以下「
センター」という。)の使用に関し必要な事項を定めるも
のとする。

(使用の許可)

第2条 センターの施設のうち、研修室及び和室を使用しよ
うとする者は、使用日の3月前から前日までに、愛媛県在
宅介護研修センター使用許可申請書(様式第1号。以下「
使用許可申請書」という。)を知事に提出し、その許可を
受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による使用の許可の申請があった場
合において、使用が適当であると認めるときは、使用の許
可を決定し、当該申請をした者に対し、愛媛県在宅介護研
修センター使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」
という。)を交付するものとする。この場合において、セ
ンターの管理運営上又は公益上必要があると認めるときは
、許可に条件を付することができる。

3 知事は、第1項に定める期間外に使用許可申請書の提出
があった場合であっても、特に理由があると認めるときは
、同項の使用の許可をすることができる。

(許可の基準)

第3条 知事は、センターを使用しようとする者が次の各号
のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の使用
の許可をしないものとする。センターの管理運営上やむを
得ない理由があるときも、同様とする。

(1) センターの秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) センターの施設、附属設備等を滅失し、又は損傷する
おそれがあるとき。

(使用の許可の変更)

第4条 第2条第1項の使用の許可を受けた者(以下「使用
者」という。)は、使用日時その他知事が定める事項を変
更しようとするときは、あらかじめ愛媛県在宅介護研修セ
ンター使用変更許可申請書(様式第3号)に使用許可書を
添えて知事に提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第5条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると
認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制
限し、若しくは停止することができる。センターの管理運営
上やむを得ない理由があるときも、同様とする。

(1) この規則に違反し、又はセンターの職員の指示に従わ
ないとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき
。

(3) 風俗を乱すおそれがあるとき

(4) 使用の許可の条件に違反したとき。

(使用料の額)

第6条 愛媛県在宅介護研修センター使用料条例(平成16年
愛媛県条例第14号。以下「条例」という。)第2条第1項
に規定する規則で定める使用料の額は、別表に掲げるとお
りとする。

(使用料の還付)

第7条 条例第5条第2号に規定する規則で定める日は、使
用日の前日とする。

第8条 条例第5条ただし書の規定により、知事は、次の各
号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める額
を還付する。

(1) 条例第5条第1号に該当する場合 使用料の全額

(2) 条例第5条第2号に該当する場合 使用料の50パーセ
ントに相当する額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、
愛媛県在宅介護研修センター使用料還付申請書(様式第4
号)を知事に提出しなければならない。

(補 則)

第9条 この規則に定めるもののほか、センターの使用に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分		使 用 料		
		午 前	午 後	全 日
		9:00～12:00	13:00～17:00	9:00～17:00
研 修 室	第1研修室	1,700円	2,200円	3,900円
	第2研修室	1,000円	1,300円	2,300円
	浴室（研修に供する 場合に限る。）	1,300円	1,600円	2,900円
和 室	301	1,000円	1,500円	2,500円
	302から305まで	700円	1,000円	1,700円
	306	1,200円	1,700円	2,900円

注1 使用時間が、午前又は午後の各区分の時間に満たない場合の使用料は、1時間までごとに、各区分の使用料の1時間当たりの額（10円未満切捨て）に相当する額とする。

2 午前、午後及び全日の区分ごとに指定する時間以外の時間に使用する場合の使用料は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。

区 分		使 用 料
研 修 室	第1研修室	550円
	第2研修室	320円
	浴室（研修に供する 場合に限る。）	410円
和 室	301	350円
	302から305まで	240円
	306	410円

様式第1号(第2条関係) 愛媛県在宅介護研修センター使用許可申請書

愛媛県在宅介護研修センター使用許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所(団体にあつては、所在地)
 申請者
 氏 名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使 用 日 時

使 用 目 的
行事等の名称

行事等の内容

使 用 予 定 者

名

使 用 施 設

(該当する の
 中にレ印を付
 けてくださ
 い。)

第1研修室 和室303
 第2研修室 和室304
 浴室(研修に供する場合に限る。) 和室305
 和室301 和室306
 和室302

使用する附属
設備及び備品

使 用 責 任 者

氏 名

住所又は連絡先

電 話 番 号

F A X 番 号

(備考)

様式第2号(第2条、第4条、様式第3号関係) 愛媛県在宅介護研修センター使用許可書
(表)

愛媛県在宅介護研修センター使用許可書	
殿	第 年 月 日 号 愛媛県知事 印
使用日時	
使用目的	
使用する施設 並びに附属 設備及び備品	
許可の条件	
使用上の注意	裏面記載の使用上の注意事項を遵守すること。
(備考)	

(裏)

使用上の注意事項

- 1 許可の条件を遵守すること。
- 2 愛媛県在宅介護研修センター（以下「センター」という。）の施設、附属設備等を滅失し、又は損傷したときは、直ちにその旨をセンターの職員に届け出るとともに、原状回復をし、又はそれによって生じた損害を賠償すること。
- 3 天災その他センターを使用する者の責めに帰することができない理由により使用が不能となった場合又はセンターを使用する者が使用日の前日までに使用の取消しを申し出て、知事がやむを得ないと認めた場合のほかは、納付した使用料を還付しない。
- 4 使用時間を遵守すること。
- 5 センターの施設、附属設備等の使用を終えたときは、直ちに当該施設、附属設備等を原状に回復するとともに、その旨をセンターの職員に届け出ること。
- 6 センターの職員の指示に従うこと。
- 7 その他センターの使用に関する諸規程を遵守すること。

様式第3号（第4条関係） 愛媛県在宅介護研修センター使用変更許可申請書

愛媛県在宅介護研修センター使用変更許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所（団体にあつては、所在地）

申請者

氏 名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 理 由

（備考）

注意 愛媛県在宅介護研修センター使用許可書（様式第2号）を添付してください。

様式第4号(第8条関係) 愛媛県在宅介護研修センター使用料還付申請書

愛媛県在宅介護研修センター使用料還付申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所(団体にあつては、所在地)

申請者

氏 名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

使用許可年月日
及び番号

年 月 日 第 号

使用日時

使 用 料

納付年月日

年 月 日

領収書番号第 号

納 付 額

円

還付請求金額

円

申 請 理 由

(備考)

○愛媛県規則第19号

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「訓練手当は、」の下に「県内の」を加え、同項第1号中「第12条」を「第20条」に改める。

第4条第2項中「の各号に掲げる」の下に「級地区分（生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める保護の基準における地域の級地区分をいう。）の」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 1級地 4,310円
- (2) 2級地 3,930円
- (3) 3級地 3,530円

第9条に次の1項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合には、別段の定めをすることができる。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合には、別段の定めをすることができる。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。

○愛媛県規則第20号

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則（昭和30年愛媛県規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則使用料の表工業技術センターの部電子用機器の項1金額の欄中「400円」を「210円」に改め、同項2同欄中「500円」を「100円」に改め、同項3同欄中「810円」を「100円」に改め、同項中65の次に次のように加える。

66	ミリ波ネットワークアナライザ	1時間	100円	
----	----------------	-----	------	--

本則使用料の表繊維産業試験場の部染織用機器の項中3の次に次のように加える。

4	電子顕微鏡	1時間	520円	
---	-------	-----	------	--

本則手数料の表工業技術センターの部試験の項4(1)金額の欄中「810」を「940」に改め、同項4(2)同欄中「1,830」を「1,780」に改め、同項4(3)同欄中「1,010」を「840」に改め、同項4に次のように加える。

(6)	電波伝送反射特性測定	1件	1,890	
-----	------------	----	-------	--

本則手数料の表窯業試験場の部試験の項2に次のように加える。

(4)	耐風試験	1件	3,780	
(5)	耐震試験	1件	2,200	

本則手数料の表窯業試験場の部試験の項3金額の欄中「3,770」を「5,880」に改め、同表繊維産業試験場の部染織整理等試作加工の項2に次のように加える。

(8)	無製版なつ染	1メートル	5,140	
-----	--------	-------	-------	--

附 則

- 1 この規則は、平成16年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県工業技術センター等の使用料及び手数料に関する規則本則使用料の表及び手数料の表の規定は、平成16年 4月 1日以後に徴収する使用料及び手数料について適用し、同日前に徴収した使用料及び手数料については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第21号

愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

愛媛県内水面漁業調整規則（昭和42年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号イ中「同郡同町」を「上浮穴郡久万町」に改め、同号ウを削り、同条第2号アを次のように改める。

ア 西予市宇和町下川齒長橋下流端より下流 850メートルから下流 300メートルまでの間

第29条第2号イ中「同郡宇和町大字皆田字神尺谷」を「西予市宇和町皆田」に改め、「570メートル」の下に「まで」を加え、同号ウ中「東宇和郡城川町大字魚成江戸湍堰」を「西予市城川町魚成江戸湍堰」に改め、同号オ中「同市」を「大洲市」に改め、「230メートル」の下に「まで」を加え、同号カ中「大字大瀬竜ヶ湍橋上流端から上流 250メートル」を「大瀬東梅津橋上流端から上流50メートルまでの間及び同橋上流端から下流 200メートルまで」に改め、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 大洲市大洲城下床止可動堰上流端から上流50メートルまでの間及び同堰上流端から下流 100メートルまでの間

第29条第3号ア中「大長トウロウ湍上流端からろんぎ湍」を「御来光橋上流端から老之川橋」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 西条市八の川八之子取水口から上流 300メートルまでの間

第29条第4号ア中「大字桜樹桜樹農業協同組合楠窪支所前

標識から上流楠窪小学校前の橋下流端」を「大字楠窪角立橋下流端から上流素鷲神社前の橋上流端」に改め、同号イ中「同郡同町」を「周桑郡丹原町」に改め、同号ウ中「同郡同町」を「温泉郡川内町」に改め、同号エを削り、同条第5号ア中「字勝山桶鼻橋下流端」を「桶鼻橋下流端より下流200メートル」に改め、同号イ中「同郡」を「北宇和郡」に、「久保堰上流端」を「久保堰上流端」に改め、同号ウ中「同郡同町」を「北宇和郡広見町」に、「150メートル」を「200メートルまで」に改め、同号エ中「同郡同町」を「北宇和郡広見町」に、「字宮の井堰上流端から上流200メートル」を「堂の前堰下流端から下流100メートルまで」に改め、同号オ中「同郡同町」を「北宇和郡広見町」に改め、「500メートル」の下に「まで」を加え、同号カ中「同郡」を「北宇和郡」に、「字天神天神橋下流端」を「吉野川橋梁下流端」に改め、「300メートル」の下に「まで」を加え、同号キ中「同郡」を「北宇和郡」に改め、「300メートル」の下に「まで」を加え、同条第6号イ中「同郡同町」を「越智郡玉川町」に改め、同条第7号ア中「大字拝高井堰上流端」を「大字高田拝高井堰上流端」に、「稲中堰下流端」を「相生橋上流端より上流190メートル（稲中堰跡下流端）」に改め、同号イ中「上組湯香橋上流端」を「湯乃香橋上流端」に改める。

第30条の表禁止区域の欄中「ぎおん橋上流端」を「祇園大橋上流端」に改め、「400メートル」の下に「まで」を加え、「峠橋上流端」を「峠橋（昭和60年3月完成）上流端」に改め、「300メートル」の下に「まで」を加え、同表に次のように加える。

東予市玉之江中山川橋梁下流端から西条市氷見新兵衛橋上流端までの間	10月15日から11月5日まで	あゆ
----------------------------------	-----------------	----

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第22号

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（昭和49年愛媛県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転の部植栽計画図の項図面等の欄中「植栽計画図」を「植栽平面図」に、「の位置、種類及び本数」を「、草本、地被並びに庭園内の池及び庭石の位置、種類、寸法及び面積」に改め、同表宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更の部植栽計画図の項同欄中「植栽計画図」を「植栽平面図」に、「の位置、種類及び本数」を「、草本、地被並びに庭園内の池及び庭石の位置、種類、寸

法及び面積」に改め、同表水面の埋立て又は干拓の部植栽計画図の項同欄中「植栽計画図」を「植栽平面図」に、「の位置、種類及び本数」を「、草本、地被並びに庭園内の池及び庭園の位置、種類、寸法及び面積」に改め、同表土石の類の採取の部植栽計画図の項同欄中「植栽計画図」を「植栽平面図」に、「の位置、種類及び本数」を「、草本、地被並びに庭園内の池及び庭石の位置、種類、寸法及び面積」に改め、同表建築物等の色彩の変更の部の次に次のように加える。

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	位置図	2500分の1以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
	平面図	500分の1以上	方位、行為地の境界線、等高線、行為地の断面図の位置並びに行為地付近の建築物等及び木竹の位置
	求積図	500分の1以上	
	縦断面図	高低200分の1以上 距離1000分の1以上	現況及び計画の対比
	横断面図	200分の1以上	現況及び計画の対比
	植栽平面図	500分の1以上	緑化の工法並びに木竹、草本、地被並びに庭園内の池及び庭石の位置、種類、寸法及び面積
	現況写真		行為地及びその周辺並びに木竹植生状況

様式第1号（その2）中

「 施行後の取扱い 」を

施行後の取扱い		
緑地面積（木竹、草本、地被、庭園内の池及び庭石の水平投影面積）		m ²
緑地面積 ÷ 施行面積 × 100		%

に改める。

様式第1号（その6）の次に次のように加える。

様式第1号(その7)

風致地区内土石(廃棄物・再生資源)堆積^{たい}許可申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

申請者 氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては、^印
その代表者の氏名

行為の場所				
行為の目的				
行為の種別	土石・廃棄物・再生資源の堆積 ^{たい}			
行為地の状況	地 目		現 況	
施行方法	堆積 ^{たい} の面積			m ²
	堆積 ^{たい} の高さ			m
	堆積 ^{たい} の設備			
	堆積 ^{たい} の状況			
	施行後の取扱い			
行為予定期日	着手	年 月 日	完了	年 月 日
備 考				

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 不要の文字は、抹消すること。
3 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第5号(裏)中

「(罰則)」を

「3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

に、「第12条」を「第13条」に、「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則様式第1号(その2)の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則様式第1号(その2)の規定により提出された書類とみなす。

○愛媛県規則第23号

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止する規則の一部を改正する規則

愛媛県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則を廃止する規則(平成14年愛媛県規則第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項に後段として次のように加える。

この場合において、旧規則第2条第1号中「国立又は公立の」とあるのは「学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校である」と、同条第3号中「国立又は公立の」とあるのは「学校教育法第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校である」とする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第656号

騒音規制法第3条第1項の規定に基づく地域の指定(平成9年4月愛媛県告示第546号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

指定地域の範囲の表中「今治市(別添第1図のうち、着色した部分)」を削り、「別添第2図」を「別添第1図」に、「別添第3図」を「別添第2図」に改め、「新居浜市(別添第4図のうち、着色した部分)」を削り、「別添第5図」を「別添第3図」に、「別添第6図」を「別添第4図」に改め、「川之江市(別添第7図のうち、着色した部分)」及び「伊予三島市(別添第8図のうち、着色した部分)」を削り、「別添第9図」を「別添第5図」に、「別添第10図」を「別添第6図」に、「別添第11図」を「別添第7図」に、「宇摩郡土居町(別添第12図)」を「四国中央市(別添第8図)に、

「別添第13図」を「別添第9図」に、「別添第14図」を「別添第10図」に、「別添第15図」を「別添第11図」に、「別添第16図」を「別添第12図」に、「別添第17図」を「別添第13図」に改める。

別添第1図から第17図までを次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第657号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令に基づく区域の指定(平成12年3月愛媛県告示第543号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

1から3までの規定中「松山市」の下に「今治市及び新居浜市」を加える。

○愛媛県告示第658号

振動規制法の規定に基づく地域の指定(平成9年4月愛媛県告示第550号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

指定地域の範囲の表中「今治市(別添第1図のうち、着色した部分)」を削り、「別添第2図」を「別添第1図」に、「別添第3図」を「別添第2図」に改め、「新居浜市(別添第4図のうち、着色した部分)」を削り、「別添第5図」を「別添第3図」に改め、「川之江市(別添第6図のうち、着色した部分)」及び「伊予三島市(別添第7図のうち、着色した部分)」を削り、「別添第8図」を「別添第4図」に、「別添第9図」を「別添第5図」に、「宇摩郡土居町(別添第10図)」を「四国中央市(別添第6図)に、「別添第11図」を「別添第7図」に、「別添第12図」を「別添第8図」に、「別添第13図」を「別添第9図」に、「別添第14図」を「別添第10図」に改める。

別添第1図から第14図までを次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第659号

悪臭防止法(昭和46年法律第91号)第3条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出(漏出を含む。)を規制する地域を次のように指定し、平成16年4月1日から施行し、悪臭防止法に基づく規制地域の指定(昭和49年4月愛媛県告示第417号)は、平成16年3月31日限り廃止する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

指定地域の範囲

西条市（別添第1図のうち、着色した部分）
 東予市（別添第2図のうち、着色した部分）
 四国中央市（別添第3図のうち、着色した部分）
 菊間町（別添第4図のうち、着色した部分）
 松前町（別添第5図のうち、着色した部分）
 （指定地域を示す関係図面は、省略し、これらの図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第660号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、悪臭防止法に基づく規制地域の指定（平成16年3月愛媛県告示第659号）による地域（以下「指定地域」という。）における同項各号に規定する特定悪臭物質の種類ごとの規制基準を次のように定め、平成16年4月1日から施行し、悪臭防止法に基づく規制地域における規制基準（昭和49年4月愛媛県告示第418号）は、平成16年3月31日限り廃止する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 法第4条第1項第1号に規定する規制基準

指定地域の区分 特定悪臭物質	指定地域の区分	
	A区域	B区域
アンモニア	1 p p m	2 p p m
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	0.02
イソパレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

（備考）

A区域

指定地域のうち、関係図面に赤色で着色した部分の区域

B区域

指定地域のうち、関係図面に青色で着色した部分の区域
 2 法第4条第1項第2号に規定する規制基準

(1) 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びピソ吉草酸を除く。）の種類ごとに次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

この式において、q、He及びCmは、それぞれ次の値を表すものとする。

q 流量（単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時）

He (2)に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Cm 1の表において特定悪臭物質の種類及び指定地域の区分ごとに定められた規制基準の値（単位 p p m）

(2)に規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、この式は、適用しないものとする。

(2) 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H e = H o + 0.65(H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795\sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q(T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}}(1.460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、He、Ho、Q、V及びTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ（単位 メートル）

Ho 排出口の実高さ（単位 メートル）

Q 温度15度における排出ガスの流量（単位 立方メートル毎秒）

V 排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T 排出ガスの温度（単位 絶対温度）

3 法第4条第1項第3号に規定する規制基準

特定悪臭物質	指定地域の区分 排水の量	指定地域の区分	
		A区域	B区域
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	mg/l 0.03	mg/l 0.06
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007	0.01
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002	0.003
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005	0.02

硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.3	2
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.07	0.3
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 立方メートル毎秒以下の場合	0.6	2
	0.001 立方メートル毎秒を超え、0.1 立方メートル毎秒以下の場合	0.1	0.4
	0.1 立方メートル毎秒を超える場合	0.03	0.09

(備考) この表において「A区域」及び「B区域」とは、それぞれ1の表に規定するA区域及びB区域をいう。

(指定地域を示す関係図面は、省略し、これらの図面は、愛媛県庁及び関係市町の市役所又は役場に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 661 号

騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準(平成9年4月愛媛県告示第547号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日の前日において、現に設置されている特定工場等(同日において設置の工事をしているものを含み、この告示の施行の日以降に騒音規制法(昭和43年法律第98号)第8条第1項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したものを除く。)であって、この告示による改正後の騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準に規定する当該特定工場等に係る規制基準が、この告示による改正前の騒音規制法の規定に基づく騒音規制地域における規制基準に規定する当該特定工場等に係る規制基準より厳しくなるものの規制基準は、この告示の施行の日から3年間は、なお従前の例による。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

伊予市に係る関係図面を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び伊予市役所に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 662 号

振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準(平成9年4月愛媛県告示第551号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日の前日において、現に設置されている特定工場等(同日において設置の工事をしているものを含み、この告示の施行の日以降に振動規制法(昭和51年法律第64号)第8条第1項の規定による届出をした場合において、当該届出が受理された日から30日を経過したものを除く。)であって、この告示による改正後の振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準に規定する当該特定工場等に係る規制基準が、この

告示による改正前の振動規制法の規定に基づく地域指定における規制基準に規定する当該特定工場等に係る規制基準より厳しくなるものの規制基準は、この告示の施行の日から3年間は、なお従前の例による。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

伊予市に係る関係図面を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び伊予市役所に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 663 号

騒音環境基準地域の類型の指定(平成11年3月愛媛県告示第380号)の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

前文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(平成5年政令第371号)第2項」を「環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項」に改める。

松山市及び伊予市に係る関係図面を次のように改める。

(「次のように」は、省略し、改正後の関係図面は、愛媛県庁及び関係市の市役所に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 664 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の規定に基づき、愛媛県イノシシ適正管理計画を定めた。

愛媛県イノシシ適正管理計画書の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局産業経済部林業課並びに西条地方局産業経済部伊予三島林業課及び丹原林業課、松山地方局産業経済部久万林業課、八幡浜地方局産業経済部大洲林業課及び宇和林業課並びに宇和島地方局産業経済部御荘林業課において供覧する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第 665 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定に基づき、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を拡大する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 狩猟期間を拡大する特定鳥獣の種類 イノシシ
- 2 狩猟期間を拡大する区域 愛媛県全域
- 3 拡大する狩猟期間

愛媛県イノシシ適正管理計画(平成16年3月愛媛県告示第664号)の期間(平成16年4月1日から平成19年3月31日まで)内において、毎年2月16日から3月15日まで

○愛媛県告示第666号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3811010101	中村 貢	愛媛県伊予市米湊786番1	通所リハビリテーション	中村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊786番1	平成16年2月1日
3870103771	有限会社愛富	愛媛県松山市古川北四丁目2番15号ディアス椿202号	訪問介護	有限会社愛富指定訪問介護事業所	愛媛県松山市古川北四丁目2番15号ディアス椿202号	平成16年2月2日
3870103789	株式会社松井建設	愛媛県松山市東石井六丁目3番11号	福祉用具貸与	株式会社松井建設	愛媛県松山市東石井六丁目3番11号	平成16年2月2日
3813610023	医療法人里久会	愛媛県喜多郡五十崎町大字平岡甲135番地1	通所リハビリテーション	土居内科外科医院	愛媛県喜多郡五十崎町大字平岡甲135番地1	平成16年2月2日
3870103797	医療法人博愛会	愛媛県松山市菟川一丁目2番28号	痴呆対応型共同生活介護	グループホームしらさぎの里	愛媛県松山市菟川一丁目2番28号	平成16年2月10日
3871000372	有限会社あいらんど	愛媛県伊予市下三谷2278番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームあいらんど	愛媛県伊予市下三谷2278番地1	平成16年2月10日
3870700329	株式会社トーカイ	香川県高松市鶴市町2025番地3	福祉用具貸与	株式会社トーカイ大洲出張所	愛媛県大洲市菅田町菅田甲1312番地1アネックス堀川1階	平成16年2月12日
3873300341	有限会社まるいち	愛媛県温泉郡川内町大字南方474番地の9	訪問介護	有限会社まるいち訪問介護事業所	愛媛県温泉郡川内町大字南方474番地の9	平成16年2月13日
3870103805	医療法人福井整形外科麻酔科	愛媛県松山市久米窪田町784番地1	痴呆対応型共同生活介護	グループホームふくい	愛媛県松山市高井町795番地1	平成16年2月16日
3870103813	医療法人福井整形外科麻酔科	愛媛県松山市久米窪田町784番地1	通所介護	デイサービスふくい	愛媛県松山市高井町795番地1	平成16年2月16日
3870103821	医療法人河原医院	愛媛県松山市高岡町630-3	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム里の家	愛媛県松山市今在家町三丁目9-29	平成16年2月26日
3871100305	株式会社ライフネット	愛媛県北条市辻771番地4	訪問介護	ライフネット訪問介護事業所	愛媛県北条市辻771番地4	平成16年2月26日
3873200764	特定非営利活動法人サン・スマ	愛媛県越智郡生名村508番地	訪問介護	サン・スマ介護サービス	愛媛県越智郡生名村508番地	平成16年2月26日
3870600511	有限会社エンジェル・コール	愛媛県西条市朔日市807番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム杜の家	愛媛県西条市朔日市892番地	平成16年2月26日
3870800293	株式会社アライアンス	愛媛県川之江市市川之江町474番地2	訪問介護	アライアンス	愛媛県川之江市市川之江町474番地2	平成16年2月26日
3873100162	医療法人北辰会	愛媛県西条市氷見丙477番地	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム小松の里	愛媛県周桑郡小松町妙口甲1番地1	平成16年2月27日

○愛媛県告示第667号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870100603	有限会社メディカル浜村	愛媛県伊予郡松前町浜1140-4	訪問入浴介護	有限会社メディカル浜村松山店	愛媛県松山市西垣生町443-1	愛媛県松山市東垣生町330-4	平成16年1月1日
3870100603	有限会社メディカル浜村	愛媛県伊予郡松前町浜1140-4	福祉用具貸与	有限会社メディカル浜村松山店	愛媛県松山市西垣生町443-1	愛媛県松山市東垣生町330-4	平成16年1月1日
3870103524	合資会社あい・愛ワーク	愛媛県松山市東垣生町282番地2	福祉用具貸与	合資会社あい・愛ワーク	愛媛県松山市東垣生町282番地2	愛媛県松山市清住一丁目3-25	平成16年1月1日

○愛媛県告示第 668 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3811028152	医療法人サマリヤ会	愛媛県伊予市米湊266-1	訪問看護	木村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊266番地1	平成16年1月31日
3811028152	医療法人サマリヤ会	愛媛県伊予市米湊266-1	訪問リハビリテーション	木村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊266番地1	平成16年1月31日
3811028152	医療法人サマリヤ会	愛媛県伊予市米湊266-1	居宅療養管理指導	木村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊266番地1	平成16年1月31日
3811028152	医療法人サマリヤ会	愛媛県伊予市米湊266-1	通所リハビリテーション	木村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊266番地1	平成16年1月31日
3811028152	医療法人サマリヤ会	愛媛県伊予市米湊266-1	短期入所療養介護	木村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊266番地1	平成16年1月31日
3810210116	医療法人陽成会	愛媛県今治市栞志1-26	訪問看護	広瀬病院	愛媛県今治市栞志1-26	平成16年2月1日
3810210116	医療法人陽成会	愛媛県今治市栞志1-26	訪問リハビリテーション	広瀬病院	愛媛県今治市栞志1-26	平成16年2月1日
3810210116	医療法人陽成会	愛媛県今治市栞志1-26	居宅療養管理指導	広瀬病院	愛媛県今治市栞志1-26	平成16年2月1日
3810210116	医療法人陽成会	愛媛県今治市栞志1-26	短期入所療養介護	広瀬病院	愛媛県今治市栞志1-26	平成16年2月1日

○愛媛県告示第 669 号

愛媛県収入証紙をもつて納付すべき使用料及び手数料の範囲（昭和39年3月愛媛県告示第283号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1の項中第49号を第50号とし、第48号を第49号とし、第47号の次に次の1号を加える。

- (48) 在宅介護研修センター使用料

○愛媛県告示第 670 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに広見町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コーナン広見ショッピングセンター
北宇和郡広見町大字近永新町 370 番 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社

- 大阪府堺市鳳東町四丁 401 番地 1
代表取締役 疋田 耕造
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社
大阪府堺市鳳東町四丁 401 番地 1
代表取締役 疋田 耕造
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4 号
代表取締役 藤原秀次郎
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年11月16日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,998平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
84台
イ 駐輪場の収容台数
11台
ウ 荷さばき施設の面積
84平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
27立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
コーナン商事株式会社
開店時刻 午前9時

- 閉店時刻 午後 8 時
- 株式会社しまむら
- 開店時刻 午前10時
- 閉店時刻 午後 8 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分から午後 8 時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2 か所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる
時間帯
24時間
- 2 届出年月日
平成16年 3月15日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺
の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意

見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに広見町役場において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 671 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5 条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなされる法附則第 5 条第 1 項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに保内町役場において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
ショッピングセンター はない	西宇和郡保内町喜木 1 番110番地 1	大規模小売店舗において小 売業を行う者の開店時刻	午前10時	午前 9 時	平成16年 3月30日	平成16年 3月19日
		来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯	午前 7 時から 午後10時まで	午前 7 時から 午後10時30分まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び八幡浜地方局産業経済部商工労政課並びに保内町役場において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 672 号

次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第19条第 2 項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
八幡浜市	大字向灘の 一部	平成14年度から 平成15年度まで	八幡浜市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成16年 3月30日

○愛媛県告示第 673 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 674 号

野村町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・二間市地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
 - (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（区画整理）・二間市地区）計画書の写し
 - (2) 野村町営土地改良事業分担金等徴収に関する条例の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 4月 5 日から 5月 6 日まで
- 3 縦覧場所
野村町役場

○愛媛県告示第 675 号

今治市から協議のあった市営土地改良事業（ため池等整備事業・引野地区）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 3 第 5 項及び第48条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
市営土地改良事業（ため池等整備事業・引野地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成16年 4月 5 日から 5月 6 日まで
- 3 縦覧場所
今治市役所

○愛媛県告示第 676 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、川内町北方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	上海上地区	平成16年 1月20日

○愛媛県告示第 677 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 1 項の規定により、川内町南方土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業（かんがい排水）	八幡地区	平成16年 1月30日

○愛媛県告示第 678 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 保安林予定森林の所在場所
西条市中興字向甲14の 1 から甲14の 4 まで、甲56、字新並乙 1 の 1、乙 1 の 4、乙 1 の 5、乙 1 の 8 から乙 1 の 10 まで、字日浦乙 5 の 2、乙 6 の 1、乙 6 の 2、乙 8 の 1、乙 8 の 2、乙24の 1、乙24の 2、字影浦乙67の 1、乙 110 の 1、字コウソヲ乙79、乙88の 2、乙88の 3、乙89の 1、乙93、乙99の 1、乙99の 2、乙 102 の 1、乙 102 の 3、乙 102 の 6、乙 107 の 2、乙 107 の 4、乙 132 の 1、乙 134 の 1、乙 134 の 2、乙 140、乙 141、乙 147 の 1、乙 148、乙 149、乙 152 の 1 から乙 152 の 3 まで、乙 153、字イノ内乙 163、乙 166、乙 167、乙 171 から乙 174 まで、乙 175 の 1、乙 175 の 2、乙 176、乙 178、乙 179 の 1、乙 179 の 2、乙 181 の 1、乙 181 の 2、乙 183、乙 185 の 1、乙 188、乙 189 の 1、乙 189 の 2、乙 190、乙 192、乙 195、乙 196 の 1、乙 196 の 2、乙 197 の 1、乙 197 の 2、乙 198 の 1、乙 198 の 2、乙 199、乙 203 の 1、乙 203 の 2、乙 207 の 1、乙 207 の 2、乙 208、字長瀧丙 3 から丙 6 まで、丙18の 1、丙18の 2、丙19から丙21まで、丙22の 2、丙23の 1、丙23の 2、丙26、丙27、丙29、丙31、丙 51 の 1、丙63の 1、丙66、丙67、丙70から丙72まで、丙75の 1、丙75の 2、丙77、丙78の 1、丙78の 2、丙79の 1、丙79の 2、丙80の 1、丙80の 2、丙95、字セント休場丙 7、丙 8 の 2、丙 8 の 3、丙 9、字前田丙92、丙93の 1、丙 93 の 2、丙94、丙 110 の 1、丙 114、字七六丙 246、丙 3 02、字中山丙 290、丙 318、丙 348 の 1、丙 348 の 2、丙 352、丙 370 の 2 から丙 370 の 4 まで、大保木字鷺寄乙 4 の 1、乙27の 1、乙28、字櫻原辛 3、辛 7 の 2、辛 8 の 1、辛 9 の 1、辛 9 の 2、辛10の 1、辛10の 2、辛11、辛23の 1、辛39の 1、辛47、辛51の 1、辛52の 1、辛63、辛64、辛65の 1、辛65の 2、辛66の 1、辛66の 2、辛68の 1、辛68の 2、辛69、辛71、辛72の 1 から辛72の 4 まで、辛98の 1、字土居壬58の 2、壬63の 1、4号 2、4号 3、黒瀬字桂谷乙54、字峰ヶ久保乙55の 1、乙55の 2、字櫻落し乙 80 の 1、字瓶乙 140 の 1、乙 140 の 4、字居合乙 165 の 4、字向乙 198 の 1、乙 198 の 4、字大畑乙 216 の 1、乙 2 16 の 2、乙 221 の 1、乙 236 の 1、乙 238 の 1、字篠辺谷

乙251の1、乙251の2、乙252の1、乙252の3、乙253、乙254の1、乙254の5、乙288の1から乙288の3まで、乙289、乙290、乙291の1から乙291の3まで、字上之原乙262の4、字久保地乙304の1、乙304の3、字大谷乙312の1、乙313、乙314の1、乙314の4、字薄ヶ瀬乙315の1、乙315の10、乙323、乙326の1、乙326の2、乙338の1、字落合乙340の1、字柳ヶ瀬乙384の1、乙384の4から乙384の6まで、字炭所谷乙386の1から乙386の3まで、字掛ヶ乙747、乙749、字市木乙750、字西ヶ峠乙843から乙845まで、乙858、乙860、乙867、乙868、乙871、乙872、乙881、字山瀧乙767の1、乙767の2、藤之石字北向辛146、字雉岩屋辛155、字熊ツルギ己9の1、己9の3、市之川字源兵衛タキ6491の8、字白目ノ向6499の1、6499の4、6500の1、6503の4、字大平見道ノ下6718の2、字大平見道ノ上6796、6797の1、6798、6799の1、6799の2、字休場ノ久保6800、6801の1から6801の3まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第679号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加戸守行

1 保安林予定森林の所在場所

西条市藤之石字青サレ向己53の1、荒川字白目石甲153、字新田石乙100の1、乙100の2、字下ノ平乙102の1、乙102の2、字ショウア谷乙105の2、字シリガケ石乙108、字古田乙109の1、字川ヶ平乙116の2、字シヨタキ乙120、字竹川谷乙121の1から乙121の6まで、乙123、字シリタカ石乙124、字三味塚谷乙127、字赤子谷乙130の1、字新道ノ上乙136の1、乙136の3、字サシデ乙137、字大谷乙138の1、乙138の2、乙140、乙141、字大ダキ乙148から乙151まで、乙153、字大タキ乙152、字丸山丙2、丙4から丙6まで、丙14、字吉原丙17、丙18、字宮永瀬丙19、丙22の1、丙22の2、字岩屋ノ下丙23、字瀬戸内丙25、字岩屋ノ東丙27の2、字松尾谷丙64、字タニノ岡丙68の1、字御林丙81の2、字シンデ丙86の1、丙86の2、字大畑丙114、字ノウジ山丙115、丙119の1、丙119の2、字ミソコノ道上丙121、丙122の2、丙123、字ミソコ道上丙122の1、字カンサ平丙124、丙1

34、字柳ノサ子丙153、字シハキ丙202、字ナガ平丙206、字ナガ平下丙208、字上ドンクワンセ丙209、丙210、字上トングハン地丙211、字トングワン地丙212、字上ドンクワン地丙213、黒瀬字坂中甲915、甲919の1から甲919の3まで、甲919の5、甲920の1、甲921から甲925まで、乙512、乙523、乙527、乙528、字山崎乙4の1、乙9の1、字本郷乙28の1、乙31、乙34の1、乙34の3、字猪ノ谷乙41の1、乙42の1、乙50、字長畑乙46の1、乙46の2、乙47、乙48、乙49の1、乙49の2、字峰ヶ久保乙56の1、乙57、乙59、乙60の1、乙61の1、字檜落し乙81、乙82の1、乙83、乙87の1、乙91の1、乙91の2、字雨乞谷乙89の2、字尾地ノ向乙92の1、字尾地向乙92の2、乙92の3、字尾地乙94の1、乙95、字長尾乙100の3、字耳ヅエ乙179の1、乙179の3から乙179の6まで、字落合乙340の1、字柳ヶ瀬乙346の1、乙346の5、乙347、乙350の1、乙350の2、乙353の1、乙367の1、乙368の1、乙379の1、字松落し乙357の1、乙357の3、乙359、字炭所谷乙369、乙388の1、乙389、乙390、乙391の1、字鴉之嶽乙380の1、乙381の1、字吉ヶ谷乙361、乙393から乙404まで、乙408、乙409、字石原乙405から乙407まで、字西大門乙422、乙426の1、乙432、字手水水乙447、字湯久保乙461の2、乙461の3、字土山乙495の1、乙495の3、乙496の2、字上ノ地乙518の1、乙518の2、乙539、乙540の1、字天川寺乙545、乙559、乙560の8、乙560の10、乙561の1、乙561の2、乙561の9、乙561の10、乙566の1から乙566の3まで、乙567の4から乙567の9まで、乙568の1、乙568の2、乙578、乙579の1、乙579の4から乙579の7まで、乙580の1、乙580の2、乙585、乙586、乙588、乙591から乙593まで、乙596、乙605の2、乙608、乙609、乙612、乙613、乙616、乙663、字抜石乙640の1、乙640の2、乙641、字青根乙661の1から乙661の3まで、乙662、乙664の1、字橋ヶ谷乙665、乙673の1、乙674の1、字上西浦乙678、字中山乙682の2、字百合城乙686の4、乙700の5、乙700の6、乙702の6、字ランジャク乙688、字柳ヶ谷乙715、乙716の1、乙717、乙757の1、乙757の2、乙758から乙760まで、字大藪乙718の1、乙719、字松ノ尾乙729の11、乙731の1、字糞荷谷乙733の1、乙733の2、乙735の1、乙735の2、字掛ヶ乙740、乙741、乙743、乙745、乙746、乙748、字清藤地乙754、乙756、字中畦乙761の2、乙761の5、字野地乙762、乙766の1、乙773の2、字山瀧乙767の3から乙767の5まで、字ワラビ畦乙768の1から乙768の3まで、大保木字土山甲12の1、甲12の2、甲13の1、甲14、甲15、甲16の1、甲17の1、甲17の2、甲18の1、甲18の2、甲20、甲21の1、甲21の2、中興字ナベラ丙405の1、字大助丙406、字淀丙490の1、丙490の2、丙493の7、丙494から丙496まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第 680 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の目的

ブルセラ病及び結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	北条市、伊予市、伊予郡、温泉郡、上浮穴郡、大洲市、八幡浜市、喜多郡、広見町、日吉村
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれ	

と同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満24ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第 2 項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬	県下一円
2 競馬法（昭和23年法律第 158 号）による競馬に出場する馬	
3 その他の知事の指定する馬	

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第 35 号）に定める方法で行う。
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第 681 号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施の対象となる家畜の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌豚	県下一円
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄豚	

2 実施の期日

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第 682 号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 起業者の名称

西条市

2 事業の種類

橘地区公民館建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県西条市榑木地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成16年 2月23日に、西条市から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第 1 号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第 3 条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第 207 号）による公民館」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第 1 号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第 2 号の要件への適合性について

社会教育法第21条第 1 項において、「公民館は市町村が設置する」と規定されていることから、本件事業の起業者である西条市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

また、起業者は本件事業の実施年度に必要となる工事費、用地補償費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第 3 号の要件への適合性について

本件事業は、西条市の橘地区の住民を対象とした公民館を移転新築するものである。

ア 現在の橘地区公民館は、最大60人規模までの会議し

が行うことができず、自治会総会等の大きな会議では参加人数の制限が必要であり、会議（研修）が重なった場合には対応できないなど、地区住民のニーズに応じられない状況となっている。

本件事業の施行により、150人程度の会議を開催すること、多様化・高度化する地区住民の文化ニーズに対応することが可能となり、地区住民の教養や芸術文化活動の向上、生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するものと認められ、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法（平成 9 年法律第81号）等による環境影響評価の対象事業となっていないことから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による 3 案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第 4 号の要件への適合性について

本件事業は、地区住民の多様なニーズに総合的にこたえ、地区住民の生活文化の振興及び社会福祉の増進に寄与するために、地域の活動拠点として、地区住民の強い要望に基づき整備するものであり、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の 2 の規定に基づく図面の縦覧場所
西条市役所

○愛媛県告示第 683 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第 2 条第 1 項の規定により次のように埋立てを免許した。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

弓削町

越智郡弓削町下弓削 210 番地

代表者 弓削町長 上村俊之

越智郡弓削町下弓削 185 番地の 5

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

(ア) 1 工区

越智郡弓削町上弓削 366 番地先の公有水面

(イ) 2 工区

越智郡弓削町上弓削 361 番から同1909番までの地先公有水面

イ 区域

(ア) 1 工区

次の 1 点から 4 点までを順次直線で結んだ線並びに 4 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 (C・D・L・+3.84メートル) における陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点 (越智郡弓削町上弓削1904番 1 地先の護岸に設置された金属鈹) は、北緯34度16分41秒、東経 133度12分37秒の地点

1 点は、基点から真北 205 度38分46秒180.06メートルの地点

2 点は、1 点から真北 320 度40分11秒 16.60メートルの地点

3 点は、2 点から真北50度40分11秒 19.38メートルの地点

4 点は、3 点から真北 156 度08分10秒 19.48メートルの地点

(イ) 2 工区

次の 5 点から 16 点までを順次直線で結んだ線並びに 16 点と 5 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位 (C・D・L・+3.84メートル) における陸と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点 (越智郡弓削町上弓削1904番 1 地先の護岸に設置された金属鈹) は、北緯34度16分41秒、東経 133度12分37秒の地点

5 点は、基点から真北 184 度59分24秒197.26メートルの地点

6 点は、5 点から真北 348 度35分49秒6.67メートルの地点

7 点は、6 点から真北 309 度33分45秒 13.38メートルの地点

8 点は、7 点から真北16度11分14秒 12.90メートルの地点

9 点は、8 点から真北 106 度11分14秒4.50メートルの地点

10 点は、9 点から真北16度11分14秒5.00メートルの地点

11 点は、10 点から真北 286 度11分14秒4.50メートルの地点

12 点は、11 点から真北16度11分14秒 31.00メートルの地点

13 点は、12 点から真北 106 度11分14秒1.00メートルの地点

14 点は、13 点から真北16度11分14秒4.30メートル

の地点

15 点は、14 点から真北 286 度11分14秒1.00メートルの地点

16 点は、15 点から真北16度11分14秒 11.47メートルの地点

ウ 面積

1 工区 299.75平方メートル

2 工区 4,496.00平方メートル

合計 4,795.75平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

(ア) 1 工区

越智郡弓削町上弓削 366 番地先の公有水面及び陸域

(イ) 2 工区

越智郡弓削町上弓削 366 番から同1909番までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

(ア) 1 工区

次の A 点から E 点までを順次直線で結んだ線並びに E 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点 (越智郡弓削町上弓削1904番 1 地先の護岸に設置された金属鈹) は、北緯34度16分41秒、東経 133度12分37秒の地点

A 点は、基点から真北 211 度19分06秒145.84メートルの地点

B 点は、A 点から真北 156 度00分09秒 34.46メートルの地点

C 点は、B 点から真北 238 度43分17秒 46.34メートルの地点

D 点は、C 点から真北 320 度40分11秒 66.74メートルの地点

E 点は、D 点から真北50度40分11秒 55.00メートルの地点

(イ) 2 工区

次の F 点から T 点までを順次直線で結んだ線並びに T 点と F 点を直線で結んだ線により囲まれた区域
基点 (越智郡弓削町上弓削1904番 1 地先の護岸に設置された金属鈹) は、北緯34度16分41秒、東経 133度12分37秒の地点

F 点は、基点から真北 184 度13分22秒107.22メートルの地点

G 点は、F 点から真北99度33分42秒 25.87メートルの地点

H 点は、G 点から真北 133 度39分38秒 15.08メートルの地点

I 点は、H 点から真北 190 度28分17秒 10.00メートルの地点

J 点は、I 点から真北 107 度14分16秒 13.85メートルの地点

K 点は、J 点から真北 196 度33分32秒 14.82メートルの地点

L 点は、K 点から真北 109 度23分06秒8.51メー

ルの地点
 M点は、L点から真北 204 度16分40秒 29.72 メートルの地点
 N点は、M点から真北 205 度53分50秒 24.38 メートルの地点
 O点は、N点から真北 221 度29分29秒 11.19 メートルの地点
 P点は、O点から真北 258 度22分35秒 17.28 メートルの地点
 Q点は、P点から真北 318 度20分34秒 39.28 メートルの地点
 R点は、Q点から真北 308 度55分33秒 39.59 メートルの地点
 S点は、R点から真北 336 度00分09秒 20.91 メートルの地点
 T点は、S点から真北16度11分14秒 48.92 メートルの地点

ウ 面積

1 工区 3,727.58平方メートル
 2 工区 8,393.16平方メートル
 合 計 12,120.74平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地

4 埋立免許年月日

平成16年3月23日

○愛媛県告示第 684 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、中島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

2 埋立区域

(1) 位置

温泉郡中島町大字宇和間甲1370番1から同甲1371番1までの地先公有水面

(2) 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+3.55メートル）の陸と公有水面に接する線により囲まれた区域

基点（温泉郡中島町大字宇和間甲1368番地先の県道内の国土調査多角点）は、北緯33度58分12秒、東経132度35分18秒の地点

1点は、基点から真北255度00分25秒104.67メートルの地点

2点は、1点から真北70度10分16秒1.30メートルの地点

3点は、2点から真北160度46分34秒1.43メートルの地点

4点は、3点から真北70度48分50秒67.34メートルの地点

5点は、4点から真北39度22分59秒2.90メートルの地点

6点は、5点から真北129度58分34秒0.90メートルの地点

(3) 面積

371.52平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年2月21日 愛媛県指令12港第540号

4 しゅん功認可年月日

平成16年3月30日

○愛媛県告示第 685 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市郷二丁目甲883番4から 同市郷三丁目甲854番3まで	平成16年3月30日

○愛媛県告示第 686 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市郷二丁目甲879番 4 から 同市郷三丁目甲884番 5 まで	平成16年 3月30日

○愛媛県告示第 687 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	東予玉川線	東予市実報寺甲170番 3 から 同市福成寺甲383番 2 地先まで 及び 東予市実報寺甲170番 3 から 同市旦之上甲1417番 4 まで	旧	メートル 6.0~22.7 13.6~54.0	キロメートル 2.137 1.667	
			新	7.6~54.0 10.2~54.0	0.200 1.667	
"	"	東予市三芳1158番 5 から 同市三芳1162番 2 まで	旧	12.8~15.4	0.039	
			新	15.1~19.2	0.039	

○愛媛県告示第 688 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	東予玉川線	東予市三芳1158番 5 から 同市旦之上甲1293番 7 まで	平成16年 3月30日
"	"	東予市実報寺甲170番 3 から 同市福成寺甲393番 4 まで	"

○愛媛県告示第 689 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治丹原線	東予市旦之上甲1285番 1 から 同市旦之上甲1305番 4 まで	旧	メートル 9.8~13.8	キロメートル 0.051	
			新	13.2~18.0	0.051	

○愛媛県告示第 690 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	東予市旦之上甲1285番 1 から 同市旦之上甲1305番 4 まで	平成16年 3月30日

○愛媛県告示第 691 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市古国分三丁目甲168番 1 地先から 同市古国分三丁目甲168番 5 まで	旧	メートル 13.0～21.0	キロメートル 0.016	
			新	16.5～24.0	0.016	

○愛媛県告示第 692 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市古国分三丁目甲168番 1 地先から 同市古国分三丁目甲168番 5 まで	平成16年 3月30日

○愛媛県告示第 693 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山港内宮線	松山市和気町一丁目432番 4 から 同町一丁目445番 3 まで 及び 松山市和気町一丁目432番 4 から 同市内宮町2011番 3 まで	旧	メートル 11.0～33.0	キロメートル 0.185	
			新	14.0～34.8 4.1～28.0	0.917 1.031	

○愛媛県告示第 694 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山港内宮線	松山市和気町一丁目444番5から 同市内宮町2011番3まで	平成16年 3月30日

○愛媛県告示第 695 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	喜多郡長浜町大字下須戒甲642番地先から 同大字甲1829番2地先まで	旧	メートル 10.6～34.0	キロメートル 0.119	
			新	10.6～34.0 10.6～50.4	0.119 0.123	

○愛媛県告示第 696 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村魚神山1313番1から 同村魚神山1317番地先まで	旧	メートル 6.6～38.0	キロメートル 0.185	
			新	13.8～89.5	0.175	

○愛媛県告示第 697 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村魚神山1313番1から 同村魚神山1317番地先まで	平成16年 3月30日

○愛媛県告示第 698 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町満倉439番2から 同町満倉441番2まで	旧	メートル 10.8～22.8	キロメートル 0.070	
			新	23.6～44.2	0.064	

"	"	南宇和郡一本松町満倉441番 2 から 同町満倉1022番 5 まで	旧	4.0 ~ 15.2	0.220	
			新	4.0 ~ 15.2 10.0 ~ 33.2	0.220 0.050	
"	"	南宇和郡一本松町満倉1022番 5 から 同町満倉1019番 2 まで	旧	5.8 ~ 19.0	0.117	
			新	5.8 ~ 19.0 5.8 ~ 60.0	0.117 0.086	

○愛媛県告示第 699 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町満倉439番 2 から 同町満倉1019番 2 まで	平成16年 3月30日

○愛媛県告示第 700 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 都市計画の種類及び名称
川之江都市計画公園
5・5・1 城山公園
- 都市計画を変更する土地の区域
(1) 追加する部分 なし
(2) 削除する部分 川之江市川之江町城山、城山峠、井地山大峠、井地山及び八反田の各一部

○愛媛県告示第 701 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、川之江都市計画公園 4・4・1 浜公園外 6 公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 702 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
喜多郡内子町内子 770 番 2、778 番 3、778 番 7、778 番 9 及び 781 番 1
- 申請人の住所氏名

喜多郡内子町大字内子甲1984番地18

大英通商

代表者 大伴 英明

- 図面省略

○愛媛県告示第 703 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年 3月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 道路の位置
喜多郡内子町内子3767番
- 申請人の住所氏名
喜多郡内子町大字内子甲1962番地
株式会社山本建設
代表取締役 長岡 幸男
- 図面省略

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第 2 号

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立図書館管理規則の一部を改正する規則

愛媛県立図書館管理規則（昭和50年愛媛県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表配本所の表新宮配本所の項及び土居配本所の項を削る。

附 則

この規則は、平成16年 4月 1 日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則及び愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第20条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

- (1) 愛媛県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第3号）第3条第3項
- (2) 愛媛県立学校教職員の勤務成績の評定に関する規則（昭和33年愛媛県教育委員会規則第4号）第3条第3項

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立学校管理規則の一部を改正する規則

愛媛県立学校管理規則（昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「とする」を「とし、当該休業日の総日数は、66日以上78日以内とする」に改め、同項第1号中「7月21日から8月31日まで」を削り、同項第2号中「12月21日から翌年の1月7日まで」を削り、同項第3号中「3月21日から3月31日まで」を削り、同項第4号中「4月1日から4月7日まで」を削り、同条第4項を削り、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項及び前項」に、「から第3号まで」を「及び第2号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項各号の休業日の日程は、校長が定め、あらかじめ教育長に届け出なければならない。
- 3 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項に規定する休業日のほかに、あらかじめ教育長に届け出て、9月15日から10月31日までの間において秋季休業日を設けることができる。この場合において、同項に規定する休業日及び秋季休業日の総日数は、同項に規定する総日数の範囲内とする。

第7条中「に規定する休業日」を「第2項及び第3項の規定により定めた休業日の日程」に、「特別の事情がある」を「校長が必要と認める」に、「休業日の総日数を通算した範囲内」を「66日以上78日以内」に、「日程」を「これ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度の学年始休業日は、改正後の愛媛県立学校

管理規則第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県立中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

（愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第1条 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表東予地区の項通学区域の欄中「川之江市、伊予三島市、宇摩郡」を「四国中央市」に、同表南予地区の項同欄中「東宇和郡」を「西予市」に改める。

（愛媛県立中学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第2条 愛媛県立中学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表東予地区の項通学区域の欄中「川之江市、伊予三島市、宇摩郡」を「四国中央市」に、同表南予地区の項同欄中「東宇和郡」を「西予市」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第6号

日本体育・学校健康センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

日本体育・学校健康センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則の一部を改正する規則

日本体育・学校健康センター法に規定する愛媛県教育委員会が処理すべき事務を教育長に委任する規則（昭和35年愛媛県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

題名中「日本体育・学校健康センター法」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に改める。

「日本体育・学校健康センター法（昭和60年法律第92号）第43条」を「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第30条」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

義務教育諸学校教科用図書採択地区の設定（昭和47年9月愛媛県教育委員会告示第8号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

義務教育諸学校教科用図書採択地区の名称及び区域の表西条地区の項区域の欄中、「川之江市、伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表八幡浜地区の項同欄中「大洲市」の下に「西予市」を加え、「東宇和郡」を削る。

○愛媛県教育委員会告示第2号

愛媛県教育職員長期研修規程（昭和24年8月愛媛県教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

第1条中「第20条第3項」を「（昭和24年法律第1号）第22条第3項」に、「この」を「、この」に改める。

○愛媛県教育委員会告示第3号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第3項の規定により、指定技能教育施設の連携措置に係る科目を次のとおり指定した。

平成16年3月30日

愛媛県教育委員会
委員長 井 関 和 彦

- 1 技能教育のための施設の名称
国際情報高等学院
- 2 連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

連携措置に係る科目	連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目
総合実践	総合実践
情報処理	情報処理

- 3 指定年月日
平成16年3月25日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 991

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 1）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第3条」を「第3条第1号」に改め、「（本庁に勤務する職員にあつては、第5号に掲げる業務に限る。）」を削り、同条に次の1項を加える。

3 条例第3条第2号の人事委員会規則で定める業務は、電話により又は庁舎内において行う次に掲げる業務とする。

- (1) 県税の賦課及び差押えに関する苦情に対応する業務
- (2) 滞納者に対して行う納税指導の業務

第2条の2中「270円」を「500円」に改める。

第3条中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 992

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県人事委員会
委員長 稲 瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 - 368）の一部を次のように改正する。

別表第1伊予三島市の項の項を次のように改める。

四国中央市	金砂町平野山乙499番地の6 新宮町新宮446番地	三島警察署金砂駐在所 三島警察署新宮駐在所	2級
-------	------------------------------	--------------------------	----

別表第1宇摩郡の項を削り、同表東宇和郡の項を次のように改める。

西予市	城川町古市2128番地の2 野村町惣川1251番地	野村高等学校土居分校 野村警察署惣川駐在所	3級
	城川町高野子61番地の3 城川町遊子谷2415番地 城川町土居578番地	野村警察署高川駐在所 野村警察署遊子川駐在所 野村警察署土居駐在所	2級
	明浜町高山甲3678番地 明浜町高山甲3657番地 野村町鳥鹿野740番地 野村町予子林816番地2 城川町下相1050番地	西予市教育委員会事務局明浜教育課 宇和警察署高山駐在所 野村警察署溪筋駐在所 野村警察署坂石駐在所 野村警察署魚成駐在所	1級

別表第2東宇和郡の項を削る。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

へき地等学校の指定（平成13年12月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成16年4月1日から施行する。

平成16年3月30日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

1(1)の表伊予三島市の項を次のように改める。

四国中央市	四国中央市立富郷小学校	2 級
	四国中央市立寺内小学校	
	四国中央市立新宮小学校	1 級

1(1)の表宇摩郡の項を削り、同表上浮穴郡の項学校名の欄中「久万町立二名小学校」を削り、同表喜多郡の項同欄中「内子町立長田小学校」を削り、同表東宇和郡の項を次のように改める。

西予市	西予市立大野ヶ原小学校	4 級
	西予市立田之浜小学校	2 級
	西予市立惣川小学校	
	西予市立遊子川小学校	
	西予市立土居小学校	
	西予市立高川小学校	
	西予市立狩江小学校	1 級
	西予市立高山小学校	
	西予市立溪筋小学校	
	西予市立中筋小学校	
西予市立河成小学校		
西予市立魚成小学校		
西予市立下泊小学校		
西予市立周木小学校		

1(2)の表宇摩郡の項中「宇摩郡」を「四国中央市」に、「新宮村立新宮中学校」を「四国中央市立新宮中学校」に改め、同表西宇和郡の項中「三崎町立串中学校」を削り、同表東宇和郡の項を次のように改める。

西予市	西予市立城川中学校	2 級
-----	-----------	-----

2(1)の表喜多郡の項学校名の欄中「五十崎町立御祓小学校」を「内子町立大瀬小学校」に改め、同表西宇和郡の項同欄中「三瓶町立下泊小学校」を削り、同表東宇和郡の項を次のように改める。

西予市	西予市立大和田小学校
	西予市立蔵貫小学校

2(2)の表に次のように加える。

西予市	西予市立明浜中学校
	西予市立野村中学校

3(1)の表喜多郡の項の次に次のように加える。

西予市	西予市立依津小学校
	西予市立野村小学校

3(2)の表東宇和郡の項を削る。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年3月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

愛媛県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月17日告示）の一部を次のように改正する。

別表西条地方書記長の項所管区域の欄中「、川之江市、

伊予三島市」を削り、「宇摩郡」を「四国中央市」に改め、同表八幡浜地方書記長の項同欄中「大洲市」の下に「、西予市」を加え、「、西宇和郡及び東宇和郡」を「及び西宇和郡」に改める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

○愛媛県選挙管理委員会告示第30号

平成16年3月19日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

平成16年3月30日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

住 所	氏 名
松山市石手四丁目6番19号	藤 山 薫

雑 報

○愛媛海区漁業調整委員会指示第60号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成16年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

- (1) 真珠母貝養殖いかだの吊りかごの間隔は、80センチメートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。
- (2) 真珠養殖いかだの吊りかごの間隔は、1メートル以上とし、1吊り当たりのかご数は、1かごでなければならない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第61号

愛媛県宇和海におけるかご漁業（つつ、つば漁業を含み、無動力漁船を除く。以下同じ。）について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成16年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

（操業の制限）

- 1 当該海域において、かご漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により愛媛海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

ただし、試験研究又は実習等を目的としたもので委員会

に届出したものは、この限りではない。

(承認対象漁船)

2 承認の対象となる漁船は、総トン数5トン未満の動力漁船とする。

(操業区域)

3 操業を承認する区域は、共同漁業権漁場区域内とする。

(承認の備え付け等の義務)

4 承認をうけた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までとする。

○愛媛海区漁業調整委員会指示第62号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、愛媛県宇和海(愛媛県佐田岬と大分県関崎灯台とを結んだ直線以南の愛媛県海域をいう。)におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業について、次のとおり指示する。

平成16年3月30日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

1 指示の内容

(1) さわら流し網漁業については、5月1日から5月31日までの間操業を禁止する。

(2) さごし、めじか流し網漁業については、8月1日から9月30日までの間操業を禁止する。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この委員会指示は、平成16年4月1日から施行する。